

平成20年度から市税の前納報奨金制度が廃止されました

広報せんぼく2月号でもお知らせしましたが、仙北市では、仙北市議会12月定例会での議決を経て、前納報奨金を平成20年度から廃止することとしました。

この制度は、固定資産税、個人市・県民税（普通徴収）を全期前納された場合に交付している制度（報奨金を差し引いた金額で納付できる制度）です。

税収の早期確保や納税意識の高揚などを目的に、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況を背景に創設され、昭和25年に導入されました。

しかし、その後の社会情勢の変化に伴って、納税環境も整備され、制度導入の所期の目的は達成されました。

また、行政改革の一環として自主財源の有効活用を図る必要もあることから、前納報奨金を平成20年度から廃止することになりました。

なお、一括納付（1年分）は、引き続きご利用いただけますので、皆様のご協力をお願いします。

平成19年度までの制度

- ① 交付対象税目 住民税（普通徴収）・固定資産税
- ② 交付率 100分の0.5
- ③ 交付対象者 第1期の納期中に全ての税金を前納された方



平成20年度から

廃止

■ 問合せ先：仙北市税務課 TEL(43)1117

市税の口座振替をお申し込みの方へ

また、新たに今年4月から施行された後期高齢者医療保険料も口座振替種目に追加しました。振替日の変更は平成20年度の市税口座振替からになります。

振替日変更によりお客様に行っていただく手続きはありませんが、一括納付から期別納付に変更される場合などは、口座をお持ちの金融機関窓口にて変更手続きが必要です。

口座振替日（平成20年度より）

- 1. 市 県 民 税……一括 6月末日 期別 6月、8月、10月、12月末日
- 2. 固 定 資 産 税……一括 5月末日 期別 5月、7月、9月、11月末日
- 3. 軽 自 動 車 税……期別 4月末日
- 4. 国 民 健 康 保 険 税……一括 7月末日 期別 7月～12月末日
- 5. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料……一括 7月末日 期別 7月～2月末日

※振替日が金融機関の非営業日（土日、祝日）の場合、翌営業日が振替日となります。

■ 問合せ先：仙北市税務課 TEL(43)1117

平成20年度仙北市税納期限のお知らせ

平成20年度仙北市税の納期限は下記のとおりです。各税目、はじめの納期月に納税通知書がご自宅に送付されますので、納期限内に納付下さるようお願いいたします。また、届出等により随時課税になった場合は、下記の納期限どおりにならない場合もあります。

なお、納期限日が市役所閉庁日の場合、翌開庁日となります。

税 目	納期月（ 納期限日は月末日 ）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税 （納付書で納める方）			○		○		○		○			
固定資産税		○		○		○		○				
軽自動車税	○											
国民健康保険税				○	○	○	○	○	○			
後期高齢者医療保険料 （納付書で納める方）				○	○	○	○	○	○	○	○	